

県立学校校舎等の耐震化の状況について

平成26年3月31日
宮崎県教育委員会
財務福利課

1 はじめに

学校施設は、児童生徒等の学習、生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難所ともなることから、その安全性の確保は極めて重要な課題です。

このため、平成20年6月18日、学校施設の耐震化事業に対する従来の国の支援措置を大幅に拡充する「地震防災対策特別措置法改正法」が公布・施行され、公立の小・中学校や特別支援学校の小・中学部等の校舎等については、耐震診断の実施と、その結果の公表が義務付けられました。

こうした中、県においては、県立学校の校舎等について、従来から耐震診断と耐震改修を行ってきており、同法により公表が義務付けられた県立中学校及び特別支援学校の小・中学部等のみならず、高等学校を含む全ての県立学校についても、耐震診断の結果及び耐震化の状況（平成21年3月31日現在）を平成21年3月19日から公表することとし、毎年度末にその内容を更新してきました。

今回の公表につきましては、県立学校校舎等の耐震化が完了しましたので、最終結果を掲載いたします。

2 耐震化の最終結果

県立学校校舎等について、耐震診断が必要とされる全ての建物について診断を実施し、その結果と耐震補強が必要とされた建物の最終結果は次のとおりとなりました。

表 1

| | |
|--|------|
| ① 対象となる建物 | 621棟 |
| ② 現行耐震基準に基づく建物 | 251棟 |
| ③ ①のうち、昭和56年6月1日施行の建築基準法施行令に定められた構造計算基準より古い計算基準に基づいて設計された建物（耐震診断が必要） | 370棟 |
| ④ ③のうち、耐震診断を実施したもの | 370棟 |
| ⑤ 診断の結果耐震改修不要 | 207棟 |
| ⑥ 耐震改修工事実施済 | 163棟 |
| ⑦ ④のうち、補強が必要と判定され、今後耐震改修工事を予定しているもの | 0棟 |

3 リスト上の用語の説明

(1) 耐震診断の結果又は耐震化の状況

ア 現行耐震基準に基づく建物

現在、建物の建築を行う場合、昭和56年6月1日施行の建築基準法施行令において定められている構造計算基準が用いられています。この基準は、震度6強程度の地震に対して、建物に倒壊等の被害を生じさせないことを目標としているものです。従って、この基準に基づく建物は、文部科学省が定める耐震診断の実施対象から除外されています。

なお、古い基準で設計されたものであっても、その後の移設や大規模な改造に伴って、現行耐震基準に基づいて設計がやり直されたものもあります。

イ 診断の結果耐震改修不要

耐震診断の結果、補強のための工事は不要と判定された建物です。

ウ 耐震改修工事実施済

地震に対する安全性を向上させる方法には様々なものがあります。学校の建物で多く用いられるのは、鉄骨等の補強材を取り付けることによる補強ですが、それ以外にも、建物を軽くするために行う上層階の解体、部分解体などがあります。

「耐震改修工事実施済」とは、耐震診断の結果「補強が必要」と判定されたため、こうした耐震改修工事を実施したことを示しています。

(2) 棟番号

各学校における、建物ごとに割り当てられた管理のための番号です。番号が飛んでいる場合があるのは、小規模な建物または既に解体した建物があるためです。

(3) 建物構造

建物の構造を示す略号です。それぞれの略号の意味は次のとおりです。

R：鉄筋コンクリート造

S：鉄骨造その他造

(4) 階数

建物の階数を示しています。

(5) 建設年月

建物が完成した年月を示しています。増築により完成年月が複数となる場合は、古い方の年月を記載しています。

(6) 延床面積

建物の床面積の合計です。例えば3階建の場合は、1階、2階、3階のそれぞれの床面積の合計を記しています。

(7) 建物名称

各学校における通称を用いています。